

新旧対照表

【高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 29 年 9 月 1 日財関第 1131 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて 標記のことについて、「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令」（平成29年政令第234号。以下「令」という。）の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第100号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。 記 1 原産地を証明した書類等の取扱い 令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する高重合度ポリエチレンテレフタレート（以下「高重合度ポリエチレンテレフタレート」という。）の輸入申告等（関税法（昭和29年法律第61号）第67条に規定する輸入申告、同法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告並びに同法第43条の 3 第 1 項（同法第61条の 4 において準用する場合を含む。）及び第62条の10の規定による承認の申請をいう。以下同じ。）の際の原産地の確認方法及び取扱いについては、次による。 (1) 原産地を証明した書類の提出 イ 「原産地を証明した書類」とは、関税法施行令（昭和29年政令第150	高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する<u>暫定的な</u>不当廉売関税に関する取扱いについて 標記のことについて、「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する<u>暫定的な</u>不当廉売関税に関する政令」（平成29年政令第234号。以下「令」という。）の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第100号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。 記 1 原産地を証明した書類等の取扱い （同左） (1) 原産地を証明した書類の提出 イ 「原産地を証明した書類」とは、関税法施行令（昭和29年政令第150

新旧対照表

【高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 29 年 9 月 1 日財関第 1131 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
号）第61条第1項第1号に定める原産地証明書（課税価格の総額が20万円以下の貨物を除かないものとし、令第1条第1項に規定する特定貨物（以下「特定貨物」という。）に係るものを除く。）とする。 なお、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の2第1項に規定する特惠受益国等を原産地とする貨物（特定貨物に係るものを除く。）については、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第27条第1項に規定する原産地証明書として差し支えない。 輸入申告等を受理する際には、通常の審査のほか、これらの原産地証明書の確認を行うものとする。 また、関税法施行令第61条第1項第1号に定める原産地証明書の確認方法については、関税法基本通達68－3－8及び68－3－9の規定を準用する。 なお、関税暫定措置法施行令第27条第1項に規定する原産地証明書の確認方法は、関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）8の2－1の(1)のロの規定を準用する。この場合において、同項の(1)のロ中「当該輸入申告等に係る物品が令第27条第1項ただし書きに規定する物品である場合を除き、同条第1項の規定による原産地証明書」とあるのは、「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令第3条第1項の書類」と読み替えるものとする。 郵便物に係る原産地証明書の確認方法についても、これによるものとする。	号）第61条第1項第1号に定める原産地証明書（課税価格の総額が20万円以下の貨物を除かないものとし、令第1条第1項に規定する特定貨物（以下「特定貨物」という。）に係るものを除く。）とする。 なお、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の2第1項に規定する特惠受益国等を原産地とする貨物（特定貨物に係るものを除く。）については、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第27条第1項に規定する原産地証明書として差し支えない。 輸入申告等を受理する際には、通常の審査のほか、これらの原産地証明書の確認を行うものとする。 また、関税法施行令第61条第1項第1号に定める原産地証明書の確認方法については、関税法基本通達68－3－8及び68－3－9の規定を準用する。 なお、関税暫定措置法施行令第27条第1項に規定する原産地証明書の確認方法は、関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）8の2－1の(1)のロの規定を準用する。この場合において、同項の(1)のロ中「当該輸入申告等に係る物品が令第27条第1項ただし書きに規定する物品である場合を除き、同条第1項の規定による原産地証明書」とあるのは、「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する<u>暫定的な</u>不当廉売関税に関する政令第3条第1項の書類」と読み替えるものとする。 郵便物に係る原産地証明書の確認方法についても、これによるものとする。

新旧対照表

【高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 29 年 9 月 1 日財関第 1131 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
ロ 令第 3 条第 3 項において準用する関税暫定措置法施行令第 28 条ただし書の規定により、原産地証明書の提出を猶予する場合の「災害その他やむを得ない理由」の意義については、関税暫定措置法基本通達 8 の 2－7 の規定を準用する。 この場合における提出猶予の申請は、「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に係る原産地証明書提出猶予申請書」（別紙様式 1）2 通（原本、通知用）を提出することにより行い、提出を猶予するときは、猶予期間を記載し、うち 1 通（通知用）に承認印を押印して申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として 2 か月以内に相当と認める期間とするものとする。 (2)～(3) （省略） 2 不当廉売関税が課される高重合度ポリエチレンテレフタレートの納税申告の方法 特定貨物の納税申告については、次のように行うものとする。なお、<u>当該</u>特定貨物については、関税法基本通達 67－4－17 に規定する取扱いによることはできないことに留意する。 (1) 一般税率（令第 4 条に規定する法の別表の税率をいう。）による関税（以下「一般関税」という。）に係る申告事項は関税に関する欄に、不当廉売関税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税	ロ 令第 3 条第 3 項において準用する関税暫定措置法施行令第 28 条ただし書の規定により、原産地証明書の提出を猶予する場合の「災害その他やむを得ない理由」の意義については、関税暫定措置法基本通達 8 の 2－7 の規定を準用する。 この場合における提出猶予の申請は、「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する<u>暫定的な</u>不当廉売関税に係る原産地証明書提出猶予申請書」（別紙様式）2 通（原本、通知用）を提出することにより行い、提出を猶予するときは、猶予期間を記載し、うち 1 通（通知用）に承認印を押印して申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として 2 か月以内に相当と認める期間とするものとする。 (2)～(3) （同左） 2 <u>暫定</u>不当廉売関税が課される高重合度ポリエチレンテレフタレートの納税申告の方法 <u>令第 1 条第 1 項に規定する暫定的な関税</u>（以下「<u>暫定不当廉売関税</u>」という。）が課される<u>特定貨物の納税申告</u>については、次のように行うものとする。なお、特定貨物については、関税法基本通達 67－4－17 に規定する取扱いによることはできないことに留意する。 (1) 一般税率（令第 4 条に規定する法の別表の税率をいう。）による関税（以下「一般関税」という。）に係る申告事項は関税に関する欄に、<u>暫定不当廉売関税</u>に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の上欄に、消

新旧対照表

【高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 29 年 9 月 1 日財関第 1131 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																												
に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の中欄に、地方消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の下欄に、それぞれ記載する。 (2) (省略) (3) 不当廉売関税に関する申告事項の記載要領については、次による。 ① 「<table border="1"><tr><td>酒</td><td></td><td>石</td><td></td><td>消</td><td></td><td>地</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> の欄中 「<table border="1"><tr><td>地</td><td></td></tr></table> の次に 「<table border="1"><tr><td>AD</td><td></td></tr></table> と記載させる。 」 なお、「AD」は、不当廉売関税を表すものとする。 ②～④ (省略) ⑤ 「種別等・税率」欄には、適用する不当廉売関税の税率を記載する。 ⑥ 「内国消費税等税額」欄には、不当廉売関税の額を邦価で円単位まで記載する。 ⑦ 「税額合計」欄には、「関税」欄中「関税」を「一般関税」と訂正し、一般関税の額（合計額の100円未満は切り捨て）を記載する。また、2 欄目の右欄に「AD税」と記載し、左欄に不当廉売関税の額（合計額の100円未満は切り捨て）を記載する。	酒		石		消		地				地		AD		費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の中欄に、地方消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の下欄に、それぞれ記載する。 (2) (同左) (3) <u>暫定</u>不当廉売関税に関する申告事項の記載要領については、次による。 ① 「<table border="1"><tr><td>酒</td><td></td><td>石</td><td></td><td>消</td><td></td><td>地</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> の欄中 「<table border="1"><tr><td>地</td><td></td></tr></table> の次に 「<table border="1"><tr><td><u>暫AD</u></td><td></td></tr></table> と記載させる。 」 なお、「<u>暫AD</u>」は、<u>暫定</u>不当廉売関税を表すものとする。 ②～④ (同左) ⑤ 「種別等・税率」欄には、適用する<u>暫定</u>不当廉売関税の税率を記載する。 ⑥ 「内国消費税等税額」欄には、<u>暫定</u>不当廉売関税の額を邦価で円単位まで記載する。 ⑦ 「税額合計」欄には、「関税」欄中「関税」を「一般関税」と訂正し、一般関税の額（合計額の100円未満は切り捨て）を記載する。また、2 欄目の右欄に「<u>暫AD税</u>」と記載し、左欄に<u>暫定</u>不当廉売関税の額（合計額の100円未満は切り捨て）を記載する。	酒		石		消		地				地		<u>暫AD</u>	
酒		石		消		地																							
地																													
AD																													
酒		石		消		地																							
地																													
<u>暫AD</u>																													

新旧対照表

【高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 29 年 9 月 1 日財関第 1131 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前												
(4) 納付すべき一般関税及び不当廉売関税の納期限を延長する場合の記載要領については、次による。 ① 「納期限の延長に係る事項」欄中「関税」欄を「一般関税」と訂正のうえ、一般関税に係る延長する税額を記載する。また、「税」欄に「<u>AD税</u>」と記載し、不当廉売関税に係る延長する税額を記載する。 ② 「延長しない税額」欄には、一般関税の額及び不当廉売関税の額からそれぞれの納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載する。 (5) (省略) 3 免税等 一般関税について条約又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により関税が軽減又は免除される貨物である場合においては、不当廉売関税についても同様に軽減又は免税されることとなるので留意する。 4 不当廉売関税が課される申告の端数計算 不当廉売関税が課される場合の端数計算は、次のとおりとなるので留意する。 (例) <table><tr><td>① 一般関税</td><td>(CIF 価格)</td><td>(税率 (特惠税率))</td></tr><tr><td>←</td><td>3, 285, 932円</td><td>無税</td></tr></table>	① 一般関税	(CIF 価格)	(税率 (特惠税率))	←	3, 285, 932円	無税	(4) 納付すべき一般関税及び<u>暫定</u>不当廉売関税の納期限を延長する場合の記載要領については、次による。 ① 「納期限の延長に係る事項」欄中「関税」欄を「一般関税」と訂正のうえ、一般関税に係る延長する税額を記載する。また、「税」欄に「<u>暫AD税</u>」と記載し、<u>暫定</u>不当廉売関税に係る延長する税額を記載する。 ② 「延長しない税額」欄には、一般関税の額及び<u>暫定</u>不当廉売関税の額からそれぞれの納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載する。 (5) (同左) 3 免税等 一般関税について条約又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により関税が軽減又は免除される貨物である場合においては、<u>暫定</u>不当廉売関税についても同様に軽減又は免税されることとなるので留意する。 4 <u>暫定</u>不当廉売関税が課される申告の端数計算 <u>暫定</u>不当廉売関税が課される場合の端数計算は、次のとおりとなるので留意する。 (例) <table><tr><td>① 一般関税</td><td>(CIF 価格)</td><td>(税率 (特惠税率))</td></tr><tr><td>←</td><td>3, 285, 932円</td><td>無税</td></tr></table>	① 一般関税	(CIF 価格)	(税率 (特惠税率))	←	3, 285, 932円	無税
① 一般関税	(CIF 価格)	(税率 (特惠税率))											
←	3, 285, 932円	無税											
① 一般関税	(CIF 価格)	(税率 (特惠税率))											
←	3, 285, 932円	無税											

新旧対照表

【高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 29 年 9 月 1 日財関第 1131 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
↓ 3, 285, 000円 × 0 = 0円 (端数処理後) ↓ 0円 ← ② 不当廉売関税 (CIF 価格) 3, 285, 932円 ↓ 3, 285, 000円 × 0.53 = 1, 741, 050円 (端数処理前) ↓ 1, 741, 000円 (端数処理後) (納付税額) ↓ ③ 消費税 (内国消費税等課税標準額) 3, 285, 932円 + 1, 741, 000円 = 5, 026, 932円 (税率) 6.3% 5, 026, 000円 × 0.063 = 316, 638円 (端数処理前) (端数処理後) ↓ 316, 600円 (端数処理後) (納付税額) ↓ ④ 地方消費税 (税率) 17/63 316, 600円 × 17 ÷ 63 = 85, 431円 (端数処理前) (円単位未満切り捨て) ↓ 85, 400円 (端数処理後) (納付税額)	↓ 3, 285, 000円 × 0 = 0円 (端数処理後) ↓ 0円 ← ② 暫定不当廉売関税 (CIF 価格) 3, 285, 932円 ↓ 3, 285, 000円 × 0.53 = 1, 741, 050円 (端数処理前) ↓ 1, 741, 000円 (端数処理後) (納付税額) ↓ ③ 消費税 (内国消費税等課税標準額) 3, 285, 932円 + 1, 741, 000円 = 5, 026, 932円 (税率) 6.3% 5, 026, 000円 × 0.063 = 316, 638円 (端数処理前) (端数処理後) ↓ 316, 600円 (端数処理後) (納付税額) ↓ ④ 地方消費税 (税率) 17/63 316, 600円 × 17 ÷ 63 = 85, 431円 (端数処理前) (円単位未満切り捨て) ↓ 85, 400円 (端数処理後) (納付税額)
5 納付手続等 不当廉売関税の納付手続等については、次による。	5 納付手続等 暫定不当廉売関税の納付手続等については、次による。

5 納付手続等

不当廉売関税の納付手続等については、次による。

新旧対照表

【高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 29 年 9 月 1 日財関第 1131 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(1) 不当廉売関税の「納付書」(C-1010) は、関税に係る納付書を使用し、一般関税とは別に作成して、納付する。 なお、納付書の各片には、その余白部分に「<u>AD</u>」と朱書きし、不当廉売関税の納付であることを明確にする。 (2) 国税収納金整理資金の管理において、徴収決定済額の登録は、一般関税と不当廉売関税を別々に行うこととする。 <u>6 還付の請求の取扱い</u> <u>令第 5 条に規定する還付の請求の取扱いは、次によるものとする。</u> (1) <u>関税定率法第 8 条第 32 項の規定に基づく還付の請求（以下「還付請求」という。）は、「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課された不当廉売関税に係る還付請求書」（別紙様式 2。以下「還付請求書」という。） 2 通（原本、財務大臣送付用）（計算証明規則（昭和 27 年会計検査院規則第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により会計検査院へ「財務省の計算証明に関する指定について」（平成 29 年会計検査院訓令 29 検第 402 号）第 3 章第 17 条第 1 項(2)《国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定》に規定する書類を送付する必要がある場合（同章第 17 条第 2 項の規定により支払決定の額が 300 万円を超えないものを除く。）には、1 通を加える。）を税関長に提出させるものとする。</u> (2) <u>還付請求があった場合には、還付請求書のほか、次の証拠その他要還付額があることの十分な証拠を添付させることとなるので留意する。</u> <u>イ 令第 5 条に規定する計算期間において、令第 1 条第 1 項第 2 号に規</u>	(1) <u>暫定</u>不当廉売関税の「納付書」(C-1010) は、関税に係る納付書を使用し、一般関税とは別に作成して、納付する。 なお、納付書の各片には、その余白部分に「<u>暫AD</u>」と朱書きし、<u>暫定</u>不当廉売関税の納付であることを明確にする。 (2) 国税収納金整理資金の管理において、徴収決定済額の登録は、一般関税と<u>暫定</u>不当廉売関税を別々に行うこととする。 (新設)

新旧対照表

【高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 29 年 9 月 1 日財関第 1131 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<u>定する特定原産国の需要者に販売した高重合度ポリエチレンテレフタレートの販売価格に関する証拠</u> <u>ロ 令第 5 条に規定する計算期間において、令第 1 条第 1 項第 2 号に規定する特定原産国から本邦に向けて輸出された高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る生産者の諸経費、利潤等に関する証拠</u> <u>(3) 還付請求書が提出された場合の取扱いについては、次によるものとする。</u> <u>イ 受理担当官は、当該請求書の形式要件を審査し、適正であると認められる場合は、統括審査官の決裁を受けた後に、これを受理するものとする。</u> <u>ロ 統括審査官は、受理した請求書を（支署、出張所にあつては、通関総括担当部門の統括審査官を経由して）本関の通関総括部門担当の統括審査官に送付する。</u> <u>ハ 本関の通関総括部門担当の統括審査官は、当該書類について必要な決裁を受けた後、当該請求書及び上記(2)に規定する添付書類 1 通を、関税局業務課を経由して財務大臣に送付するものとする。</u>	